

水戸地方裁判所委員会（第10回）議事概要

- 1 開催日時 平成19年6月7日（木）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）
飯塚和之，池田數和，石渡千恵子，加藤新太郎，河村潤治，
小鷹美代子，佐谷道浩，志田博文，友末忠徳，中泉弘子，
野口芳男，松本治郎，村上正子，渡邊昭（敬称略）
（荒木真人委員は欠席）
（事務局等）
萩原篤志事務局長，中野正男民事首席書記官，
繁田隆志刑事首席書記官，長瀬光信事務局次長，
田中正明民事次席書記官，河本泰彦刑事次席書記官，
柳谷守昭総務課長

4 議事概要

(1) 全体概要

- ア 新委員の河村委員（平成19年4月2日付け選任），小鷹委員（平成19年4月21日付け選任）及び加藤委員（平成19年5月7日付け選任）の自己紹介
- イ 一宮なほみ委員長の転出に伴う新委員長の互選
加藤新太郎委員（水戸地方裁判所長）を選任
- ウ 林正彦委員の転出に伴う委員長代理の指名
河村潤治委員（水戸地方裁判所判事）を指名
- エ 「法教育」というテーマで，石渡委員から提案の趣旨及び提出された資料についての説明があり，これを前提に意見交換が行われた。
- オ 事務局からの広報行事実施報告

カ 外部団体からの地方裁判所委員会に関する照会の対応について協議

「回答しないこととするとともに，その旨の回答もしない。」ことに意見が一致した。

(2) 意見交換の概要

ア 法教育

- ・ 「裁判員制度」も始まろうとしている中，一般国民の法に対する理解は必要であるが，その基礎となるのは学校教育である。
- ・ 茨城県では，文部科学省の委嘱事業として「法教育に関する実践的研究」に取り組んでおり，教える側である小，中学校及び高校の教員を対象とした研修会を開催している。
- ・ 弁護士会は，全国に先駆けて法教育に力を入れ先進的な活動をしてきている。具体的には，出前授業，子供法律学校及び大人向け法教育セミナー等を実施している。ルールや法とは何か，ルールや法がどのように作られるか，ルールや法をどのように用いたらよいか等についての知識とそれらの根底にある原理や価値を法教育の核とし，自立した国民を育成するといったような根本的なところから，学校の先生方と協同して取り組んでいこうと考えている。
- ・ 裁判所は，学校への出張講義，学校以外への出張講義及び裁判所の団体傍聴，見学の受入れ等を実施している。受講者の人数では，年によって異なるが，少ない年で約850人，多い年で約1,750人というところである。
- ・ 検察庁は，職場体験学習，移動教室及び出前教室等を実施している。
- ・ 法曹界が積極的にアプローチする必要はあるが，受け手側である学校等もきちんと必要性を認識し，明確な方向性を打ち出していかなければ，単に表面をなぞるような教育になってしまう。新聞界の「教育の場に新聞を教材として活用する。」といった運動等を参考にしながら，成果の上がる

形で教育していくべきである。

- ・ 教育をする側の主体は、学校の先生であるが、法曹界等の専門家も協力し、あるいは一般の人達でも教えられるような熟した中身にしていかなければならない。
- ・ 物事には法律というバックボーンがあり、何か問題を感じたら専門家に相談するということが、各人の意識に備わることが法教育の目標である。
- ・ 教科書は、通説的なところと指導要領との縛りの中で書かれているものであり、法意識の問題等の学会の議論を反映させてはいないと思われるが、司法的な言及が増えていくことは必要である。
- ・ 法曹三者と学校との間で、相互に意見交換をしたり、勉強したりすることは必要であるが、国民全員が受ける学校教育というものに対して、もっと関心を持つことも必要である。

イ 事務局からの広報行事実施報告

- ・ 裁判員制度を中心とした広報活動について説明した。

5 次定期日

(1) 平成19年11月21日(水)午後1時30分から

(2) 次回意見交換テーマ

ア 茨城の地域における企業経営の立場から見たリーガルサービスの現状と課題

イ その他